

漢語の意味変化について

——「以外」を中心に——

栞 竹 民

目次

- 一、はじめに
- 二、中国文献に於ける「以外」の意味用法
- 三、日本文献に於ける「以外」の訓みと意味用法
- 四、むすび

一、はじめに

漢語の意味変化の発生要因については先行研究によって多角的に究明が行われて、数多くのすぐれた成果を上げつつあるが、尚研究を要すべき所が多く残っており、今後の研究を俟たなければならない。

漢語の意味変化を引き起す要因は多岐に亘るが、その中には「形態による意味変化」が存すると考えられる。具体的に言えば、音韻によるものと語法によるものとである。音韻によるものとしては、表記は一致するが、訓みの違いによって意味変化が生じる場合、音韻の類似や近接が表記上の相違を発生させるために意味変化が生じる場合などが考えられる。語法によるものとしては、名詞或いは連語形式がサ変動詞、形容動詞、副詞などに変わるといった品詞上の変化

によって意味変化が生じる場合などが考えられる。

本稿では、漢語「以外」を「形態による意味変化」の一例として取り挙げて、検討を加えて解明したいと思う。

二、中国文献に於ける「以外」の意味用法

この項では、中国文献に於ける「以外」の意味用法について検討してみたい。それに先立って先ず「以外」という表現を構成する前部要素である「以」字の意味用法を考察する必要がある。それは次項で日本語の「以外」の訓みを検討するのには欠かせない手順となるためである。

先ず『助字辨略』⁽¹⁾に於ける「以外」の「以」字を見てみよう。

此以字、語助不爲義也。(卷三三〇)(此の「以」字は語助にて、義を爲さざる也。)(注、筆者訳)と論じてある。例としては次のようなものが挙げられている。

△自有生民以來 (孟子)

△幽厲以往尚矣 (史記・天官書)

△南浮江漢以下 (史記・高帝記)

の如く、「以」字は、実質的な意味を欠き、形式的な造語要素に過ぎないのである。これは『詞詮』⁽²⁾の注釈及び引用例からも裏づけられる。

陪從連詞 下接「往」「來」「上」「下」「内」「外」「東」「西」「南」「北」諸字。(卷七三五)

△凡雨、自三日以往爲霖。(左傳・隱公九年)

△聊攝以東、姑尤以西、其爲人也多矣。(左傳・昭公二十年)

△中人以上、可以語上也、中人以下、不可以語上也。(論語・雍也)

漢語の意味変化について

とある。「以」字は「上」「下」「内」「外」等の方角を表す語に直接上接して、時間、方位、範囲等の意味を示す。但し、このような意味は、「以」字と殆ど関係せず、「以」字に下接する語に由来するものだと考えられる。実質的な意味を伴わず、ただ語調を整えるのみの職能を持つことについては、日本側の平安時代初期に加点された『地藏十輪經』(元慶七年点本)に見える「以往^{カナタ}」(七〇三)と『東大寺諷誦文稿』に見える「以後^{ノチ}」(363)「以前^{マキ}」(363)の示すように、「以」字が「不爲義」のため、訓まれておらず、それに承接する「往」「後」「前」だけが訓まれていることから察知される。以上の考察で明らかになるように、「以外」の「以」字は、実質的な意味を持つ「外」を補助するという造語的職能で用いられている。この点に関しては、次に列挙する「以外」の具体例に徴して分かることである。

(1)七年春王正月暨齊平王者成也暨猶暨也暨者不得已也以外^{ウチノ}及内日暨(穀梁傳・昭公七年)

(2)唐對曰。臣聞上古王者之遣將也。跪而推轂曰。闔以^{ウチノ}内、寡人制之。闔以^{ウチノ}外、將軍制之。(史記・張釋之馮唐列傳)

のように、「内」と「外」が對を成して用いられていることから「以外」はものの外側、外面という意味として使われていることが分かる。

(3)天子之國以外^{ウチノ}五百里甸服、(史記・夏本紀第三)

天子の國を五服に分けたことについて言う場面である。例(3)は、「王城の外の方五百里四方を甸服という」と解せられる。この「以外」は例(1)(2)と同様に、外側の意味で用いられている。

(4)如此諸賢、故爲上品、以外^{ウチノ}率多田里間人、音辭鄙陋風操蚩拙、(顏氏家訓第八・勉學)

例(4)の「以外」は例(1)(2)(3)と違って、「上品」の人々に対してそうでない人、つまり「上品」の人を除くその他という意味を示すと考えられる。例(4)の文意としては、次のように解釈できよう。「以上に列挙した方々は、もともと第一級の人物であるのだが、他の連中ときたら大抵は田舎者で、用語は野卑できたないし、氣品とか節度といったものに丸で無頓着である」と。

(5) 如是五日方散王甚喜以純錦五疋別施法師以外各々有差 (大慈恩寺三藏法師傳卷二・221)

(是反) (ノ) 如 (ク) シテ五日ニ散ス、王甚(夕) 喜(フ)。純一錦五疋(反) 以(テ) 別ニ法師(反) 施ス、以外各々差(反) 有(リ) (興福寺本大慈恩寺三藏法師傳古点の国語学的研究』の訓読文より)

(6) 「小官」權留麾下、替他掌百官之朝參、通各國之使命、以外連籌設計 (元朝) 氣英布)

の二例の「以外」は例(4)と同じように用いられている。例(5)は法師よりほかの人々、例(6)は「各国の使命に通ずる」などのことを除いてそのほか、という意味を表す「以外」であると思われる。

以上、「以外」の用例について意味分析を行ってみたところ、中国文献に於ける「以外」の意味は次の如く帰納できる。⁽³⁾
(一)ある範囲の外側

(二)ある事物を除くその他の事物

また、「以外」はいずれも名詞という品詞で用いられている。尚、(二)の意味を示す「以外」の場合は、「一を除くそのほか(は・の)ー」という用法として使用されている。

さて、中国文献の「以外」は、日本語に、如何に受容、使用されているのか。これを巡って次項に於いて検討を施したい。

三、日本文献に於ける「以外」の訓みと意味用法

日本文献は、その表現形式と内容に基づいて、漢文、和文、和漢混淆文という文章ジャンルに分かつことが出来よう。その分類に従って「以外」を調査したところ、次のことが分かる。管見に入った和文には「以外」という漢字表記の存在が確認できなかった。これは原則として漢語を好まず、仮名を中心を使用するという和文の表現意識に由来するものであると言つてよからう。和文に対して、漢文と和漢混淆文からは「以外」の用例を見出すことが出来た。日本文献に

於いては文章ジャンルによる「以外」の使用上の片偏りが見られる。そのみならず、漢文、和漢混淆文に於ける「以外」は、その時代によつて訓みと意味用法の差異も見受けられる。以下、それらの異同が発生した時代、文章ジャンル、更にその要因などを中心に検討を加えたい。

先ず、奈良時代文献に於ける「以外」について具体例を挙げながら考えてみよう。

1、奈良時代文献

管見に入つた奈良時代の文献から次のような用例を検出できた。

(1) 是以て諸僧^{フソルヲチ}ニ^{カシコリ}懼^{カシコリ}以不^フ知^ル所^ニ如^シ。仰^{ホシク}願^ハ其^ノ除^ク惡^ニ逆^ス者^ヲ以^テ外^ニの僧^ニ尼^ハ悉^ニ赦^ス而^{シテ}勿^ク罪^ム (天理國書館善本叢書 日本書紀兼石本卷二十二・31ウ①)

書館善本叢書 日本書紀兼石本卷二十二・31ウ① (注、片仮名は傍訓、平仮名はラコト点、以下同) (以下兼石本と書く)

(1) 是以諸僧^テ尼^ノ懼^テ以不^レ知^ニ所^ス如^シ。仰^テ願^ハ其^ノ除^ク惡^ニ逆^ス者^ヲ以^テ外^ニの僧^ニ尼^ハ悉^ニ赦^ス而^{シテ}勿^ク罪^ム (国史大系寛文九年刊本)

(北) は京都北野神社所藏の所謂兼永本、卷第廿二より卷第廿七に至る六卷は平安朝院政初期のものと推定せられる。(岩)

は東洋文庫藏岩崎本) (以下国史大系本と書く)

(1) 是以て諸の僧尼、懼^{カシコリ}以^テ下^ニ知^ル所^ニ如^シ。仰^テ願^ハ其^ノ除^ク惡^ニ逆^ス者^ヲ以^テ外^ニの僧^ニ尼^ハ悉^ニ赦^ス而^{シテ}勿^ク罪^ム (東洋文庫藏岩崎本)

罪。 (東洋文庫藏岩崎本) (◎は室町時代の加点を示す)

(1) 是以て諸の僧尼懼^テ以^テ不^レ知^ル所^ニ如^シ。仰^テ願^ハ其^ノ除^ク惡^ニ逆^ス者^ヲ以^テ外^ニの僧^ニ尼^ハ悉^ニ赦^ス而^{シテ}勿^ク罪^ム (圖書寮本永治二年頃点)

「以外」は、その傍訓に依れば、現代語のように即字的に音訓みされず、意識的に訓よみされていることが分かる。意識的な訓みだからこそ「ホカ」「アダシ」という二通りの訓みが出来たのであろう。また、「以外」の意味はそれに付し

である傍訓から「その他」ということを示すことが明らかになる。

(2) 可^コレ^レ使^シニ 万^{マン}一^{イチ}民^{ミン}を 天^{テン}皇^{クワン}耳^{ミミ}別^{ベツ}に 以^ユニ入^ル一^ル部^ブ及^キ所^{ショ}一^ル封^フ民^{ミン}を 簡^{ケン}一^ニ充^{チウ}仕^シ一^ニ丁^{テイ}一^ニ從^{ジュウ}ニ前^{ゼン}の處^{トコロ}一^ニ分^{ブン}セ 自^ジ一^ニ餘^{ヨリ}以^ユ一^ニ外^{ガイ}は 恐^{コウ}ニ

私^シに 駟^シ 役^{ヤク}を (卷二十五・二十ウ④ (兼右本))

(2) 可^コレ^レ使^シニ 萬^{マン}民^{ミン}。 唯^タ天^{テン}皇^{クワン}耳^{ミミ}。 別^{ベツ}に 以^ユニ入^ル一^ル部^ブ及^キ所^{ショ}一^ル封^フ民^{ミン}一^ニ簡^{ケン}一^ニ死^シ一^ニ仕^シ一^ニ丁^{テイ}一^ニ從^{ジュウ}ニ前^{ゼン}處^{トコロ}分^{ブン}一^ニ自^ジ餘^{ヨリ}以^ユ一^ニ外^{ガイ}。 恐^{コウ}私^シ駟^シ 役^{ヤク} (卷25 233⑤)

(国史大系本)

(3) 天^{テン}一^ニ皇^{クワン}新^{シン}に 平^{ヘイ}一^ニ天^{テン}の 下^ゲを 初^{ハツ}之^シ 即^キ一^ニ位^イ。 由^ユレ是^シに 除^{ジュ}ニ 賀^カ一^ニ使^シ一^ニ以^ユ一^ニ外^{ガイ}は 不^フレ 召^{シヨウ} (卷二十九・四オ① (兼右本))

(3) 初^{ハツ}之^シ 即^キ一^ニ位^イ。 由^ユレ是^シに 除^{ジュ}ニ 賀^カ一^ニ使^シ一^ニ以^ユ一^ニ外^{ガイ}は 不^フレ 召^{シヨウ} (卷29 334① (国史大系本))

のように、同じ北野本とは言え、例(1)と違って、ここでは「以外」が「ホカ」「ソノホカ」と訓まれていることが分かる。これはいうまでもなく「以外」の訓みについて意識的な訓みの意識が働いていることを反映することになるであろう。ここの「以外」は、意味も同法も例(1)と同じく、前項に挙げられている中国文献の例(4)(5)と一致していると看取される。尚、次に列举する「以外」はそのいずれも例(1)(2)(3)と同様に用いられていると判断される。

(4) 且^キ莫^ムレ 食^{シク}ニ 牛^ウ馬^バ 犬^{イヌ} 猿^{サル} 雞^{トリ} 之^ノ 完^{カン}を 以^ユ一^ニ外^{ガイ}は 不^フレ 在^イニ 禁^{イカガヒ}例^{レイ}一^ニ (卷二十九・八ウ① (兼右本))

(4) 且^キ莫^ムレ 食^{シク}ニ 牛^ウ馬^バ 犬^{イヌ} 猿^{サル} 雞^{トリ} 之^ノ 完^{カン}。 以^ユ一^ニ外^{ガイ}は 不^フレ 在^イニ 禁^{イカガヒ}例^{レイ}一^ニ (卷29 338④ (国史大系本))

(5) 甲子^{ケツシ}詔^{シヨウ}曰^{イハレ} 凡^ニ任^ニ三^ノ国^ノ一^ニ司^シ者^ノ 除^{ジュ}ニ 畿^キ一^ニ内^ニ及^キ陸^{リク}一^ニ奥^ウ長^{チヤウ}一^ニ門^{カド}以^ユ一^ニ外^{ガイ}は 皆^ハ任^ニ一^ニ大^{ダイ}一^ニ山^{サン}一^ニ位^イ以^ユ一^ニ下^ゲの 人^{ヒト}を (卷二十九・十ウ① (兼

右本)

(5) 甲子。詔曰。凡任アケコトハ國司者。除オイテ畿内及陸奥。長門國ヲ以外皆任ニ大山位以下人。(卷29340③ (国史大系本))

(6) 辛亥詔て曰四方ニ爲セシ大解ハサヘ除ヘ用モイシキ物。則國ニ別ニ國造輸イダセ二ハラヘ稜ツモ柱一。一匹布一常コト以外ハ郡司各刀一口鹿一

皮一張ヒラ (卷二十九・十二オ⑧ (兼右本))

(6) 辛亥。詔曰。四方ニ爲セシ大解除ハサヘ用モイシキ物。則國別國造輸イダセ二ハラヘ稜ツモ柱一。馬一匹。布一常コト以外郡司各刀一口。鹿皮一張ヒラ。(卷29340② (国史大系本))

29340② (国史大系本)

(7) 戊子詔て曰凡當ニ正トキニ月之節トキニ。諸王。諸臣及百寮者除オイテ兄コノカミ姉イロネヨリ以上ウカシ親ウカシ及カ己カ氏ツチノカミ長トキ以外ハ莫レ拜コト焉。(卷二十九・十九オ① (兼右本))

十九オ① (兼右本)

(7) 戊子。詔曰。凡當ニ正トキニ月之節トキニ。諸王。諸臣及百寮者。除オイテ兄コノカミ姉イロネヨリ以上ウカシ親ウカシ及ガ己カ氏ツチノカミ長トキ以外ハ莫レ拜コト焉。(卷29348)

④ (国史大系本)

(8) 是月。勅。凡諸寺者。寺は者自レ今レ以後除オイテ爲ニ国大一寺二三以上ハ官司莫レ治コト。(卷二十九・二十四オ⑦ (兼右本))

(8) 是月。勅。凡諸寺者。自レ今レ以後。除テ爲ニ國大寺二三以上ハ以外ハ官司莫レ治コト。(卷29335⑤ (国史大系本))

(9) 土地豊沃西邊松二株以外。茅・莎・薺頭蒿・薺等之類、生靡(風土記・嶋138⑥)

(10) 東邊神社以外悉皆百姓之家(同右・138⑥)

以上奈良時代の文献から検出し得た「以外」の全用例を挙げて、その訓みと意味用法を巡って考察を加えた。この時代の「以外」の訓みは現代語のように即字的な音よみではなく、意に基づいて訓よみされているように思われる。「以外」

の字は、右の用例に付してある傍訓の示すように、正に先引の『助字辨略』の「此以字語助不爲義也」という解釈の通りに、無意味に近く、ただ語調を整えるための造語要素に過ぎないといった働きを成している。品詞も用法もその出自となる中国語の「以外」と同じく、名詞として「―を除くそのほか(は・の)―」というように用いられる。意味については、以上の考察で次のように一つに帰納できる。

△ある事物を除くその他の事物

これはほかでもなく元来の中国語の意味をそのまま踏襲しているとも言えよう。奈良時代に於ける漢語は他の時代よりその意味変化が発生し難いと考えられる。「以外」はその一傍証となり得よう。そうはいうものの、中国文献の「ある範圍の外側」という意味の「以外」は、奈良時代の文献にはその存在を確認できなかった。無論、それは調査の不足によることであるかも知れない。そればかりか、右に列挙した「以外」の実例を細見すれば、次のことが分かつてくる。即ち、「以外」は、十例の中の七例も禁止、否定を表す「莫、勿、不」、程度を表す副詞「悉、皆、悉皆」というような表現と共に使用されている。このことは「以外」に上接する前句よりその後に承接する後句の示す事物を取り立てて言うという傾向性を見せているのである。かのようなことは上記の中国文献には見受けられなかった。柏原司郎氏「焼けない前」と「焼けぬ先」とと題する論文に於いては、否定辞を伴う「ホカ」について「意外性の強調になる」「非論理的表現」と指摘されている。禁止、否定表現と共に起する「以外」についても同じことが言えるであろう。次に平安時代の文献に於ける「以外」の訓みと意味用法について考察してみよう。

2、平安時代文献

先ず、平安時代中期以前の「以外」を見よう。今回調査した限りの当該時代の資料から、合せて二十二例の「以外」を見出すことが出来た。それらの例は史書、法書等の漢文に集中して使用され、片寄りが見られる。以下、「以外」の全用例を挙げながら、その意味用法について考察する。

(1) 国別ニ分テ爲ニ十番ト。每番十日。教ユ習武藝ヲ。必使ニ齊整ト。令條以外ト。不レ得ニ雜使ト。〔続日本紀・20(14)〕

「以外」は諸国兵士の軍団への上番などを定めた勅に使用されている。「軍防令、營繕令などで兵士を役する条項よりほかは雜に使うことを得ない」と解せられる例である。「以外」は名詞として前句と後句との間に介在して用いられて、その他という意味を示すと考えられる。

(2) 或本主亡者。不レ得ニ豫選ヲ。皆還ニ本色ニ。但欲スル廻シテ入ラント者聽セ。以外如令ト。〔同右・45(9)〕

帳内・資人に対する位階授与を制限する制の第三項に「以外」が用いられている。「その帳内・資人は選に預らない。みなそれ以前の身分にもどす。但し、他主の帳内・資人になることを願う者はこれを許す。そのほかは令の通りとする」というふうな解釈ができる。「以外」は例(1)と同じ意味用法で使われていると考えられる。

(3) 又制蓄錢叙位之法。无位七貫。白丁十貫。並爲ニ入限ト以外如前ト。〔同右・47(8)〕

この例は十月甲子の蓄錢叙位令に対しての追加改正を言う例である。即ち、官に出仕しているもので位のない無位は七貫、位がなく出仕していない白丁については十貫を少初位下に叙せられる額としたものである。これにより有位と無位との間にも差が設けられることになった。「以外」は例(1)(2)と同じ意味用法として使われている。

(4) 詔曰。人足衣食。共知礼節。身苦貧窮。競爲ニ奸詐ト。宜ク今輸ス絶絲綿布調ト。国等。調庸以外。每人儲ニ絲

一斤。綿二斤。布六段。〔同右・55(4)〕

貧苦を防ぐため、人民に各自糸、綿、布を貯えさせることを命じた詔に「以外」が現れている。「国等が調庸よりほかに人毎に糸一斤、綿二斤、布六段を儲けて」という文意から「以外」の意味用法は右の例(1)(2)(3)と一致する。

(5) 又阿波国。山背国陸田者、不問高下、皆悉還公、即給当土百姓。但在山背国三位已上陸田者、具録町段附使上奏。以外盡収。(同右・121⑨)

阿波・山背二国の陸田の処置について悉く収公し当土の百姓に口分田として班給するという官奏の第六項の例である。「以外」はその他という意味で用いられている。つまり、「山背国に在る三位已上の陸田は、具に町段を録して使に附けて上奏せしむ。そのほかは尽く收めむ」と解せられる。

右に列挙した五例の「以外」はいずれも名詞として「その他」という意味を示すのに用いられていると考えられる。残りの十七例の「以外」についても同じ方法で考察してみたところ、全部右記の五例と同じ意味用法で使われていることが明白となる。以下に用例のみ掲げておく。

(6) 勅令諸国。雜色官稻除驛起稻以外悉混合正税。(続日本紀・133⑦)

(7) 自今已後。宜令所司除有位人以外不得入。簡試例。(同右・229⑧)

(8) 其一王臣馬數。依格有限。過此以外。不得蓄馬。(同右・232⑬)

(9) 其二依令。隨身之兵。各各有儲法。過此以外。亦不得蓄。(同右・233⑭)

(10) 其三除武官以外。不得京裏持兵。(同右・233⑮)

(11) 自今已後。王公以下。除供祭療患以外。不得飲酒。(同右・246②)

(12) 六位已下解見任。已外。決杖八十。(同右・246③)

(13) 太政官處分。智行具足。情願借住。宜依願聽。以外悉還焉。(同右・451⑦)

漢語の意味変化について

(14) 二位以下。五位以上並淺紫衣。以外皆同一位服。(令義解・衣服令23⑩)

(15) 五位。淺緋衣。以外並同一位服。(同右・214④)

(16) 五位以上。去寶髻及褶烏。以外並同一位服。(同右・217①)

(17) 唯得用勅旨及便奏。以外大事。不得施行。(同右・公式令254①)

(18) 各給寫程。五十紙以下一日程。過此以外每五十紙以上。加一日程。(同右・259④)

(19) 四位以下先姓後名。以外三位以下直稱姓。(同右・261③)

(20) 大嘗條凡大嘗者毎に世一年、国司行事以外は毎年所司行事(古簡集影令義解・神祇令四ウ③) (鎌倉時代写

本)

(21) 自今而後。以蔭子孫補之。其位子者、依令簡試、以容止端正工於書筆者補之、但自非有別勅以外。不得妄以雜色及畿外人補之者。今右大臣宣奉勅。除蔭子孫以外、一切停補(類聚三代格卷四・190⑥)

以上二十二例の「以外」の実例を挙げてその意味用法について考察を施した。平安時代中期以前の「以外」は奈良時代と同じ意味用法で用いられていることが明らかに、それを継承したものと考えられる。また、訓みに関しては、資料の制約によつて明確に断定できないが、右に引いた例(18)の「以外」に付いている「ホカ」という傍訓と、また、奈良時代と一致する意味用法とを合せて考えれば、平安時代中期以前の「以外」は奈良時代と同じく依然として意識的に訓よみされているのではないかと推定される。また、当時代の「以外」は相変わらず名詞として前句と後句の間に置かれて用いられている。「以外」の後句を見ると、禁止を示す「不得」、程度を示す副詞「盡、悉、並、皆、一切」と共に

使用される「以外」が二十二例中の十六例に達していることが分かる。つまり、奈良時代に続いて、平安時代初中期にも後句を取り立てて強く表現しようという傾向が依然として見られるのである。かような傾向は何を意味するのか、この点については後に触れてみたい。

次に平安時代中期以降から院政期までの文献に於ける「以外」の訓みと意味用法について検討する。先ず、古記録、古文書等の漢文から拾われた全用例を挙げて考察してみる。

(1) 被申旨同入道太政大臣、以此旨令申也、内々被命云、若被尋所思之氣色者、以外非道之由所申也、仍可_レ在勅定之由申也 (山槐記・永暦元(1160)年157上⑩)

(2) 而不顧寺領、不憚領主、藤井庄恣打入条以外非道也 (平安遺文八・治承二(1178)年2947上⑥)

cf. 而_{シカ}ル_ラ、汝_ノ、人_ノ傳_{ヘテ}可_キ居_ル所、人_ヲ愕_ラ不_レ令_ズ住_マ押_シ居_テ領、極_キテ非_レ道_也。(今昔物語集卷27・520⑭)

例(1)(2)の「以外」は、構文上では以前の時代のような「―を除く以外(は・の)―」という構文形式と違って、情態的な意味の「非道」を修飾して、副詞的な用法で用いられている。用法上の変化に伴って、意味としても以前の時代と変わって、参考例の「極めて」に近いものと考えられる。

(3) 去頃、件事若被_レ仰_レ之、不_レ可_キ仰_下之由、職事ともに、兼日被_レ仰_よと、内々被_レ申_{ける}よし、女房説ニテ承_レ待_者也、以外_レ支_度也、然者非_レ無_ニ其_恐侍_者、(宇槐記抄中、仁平元(1151)年187上⑭)

例(3)の「以外」も例(1)(2)と同じ副詞的な用法として「支度」を修飾する。つまり、文中の「件事(節會)」に対してその「支度」が予想を超えて程度の甚だしいこととなる。

- (4) 先例專不聞東大寺領四至内有公私他領之由、以外僻事也、(平安遺文八・治承二(1178)年^{2948上}③)
- (5) 就中板蠅杵者四至内惣名也、而有□西端爲笠間川西方之由注置之条、以外謀計也、(同右、^{2948上}⑬)
- (6) 夜陰、泰親來、有三天變云々、以外大事、公家重御厄云々 (玉葉一・仁安二(1167)年7月)
- (7) 凡被仰下之旨、不能左右、別儀候歟、以外御詞等候、内々爲御用意所申也、(同右、安元三(1175)年5月)
- (8) 更行請印、以外大事也、(同右三、文治二(1186)年正月)
- (9) 終日終夜不減以外大事也云々、(同右・四月)
- (10) 以外大事こそ有ものをあふなく被仰出にける、尤御後悔也、かくまで被驚申以外大事也、(同右、閏七月)
- (11) 今度除目、會不可達叡聞、仍不可有傳奏之人者、重奏云、此事以外大事候、(同右・建久三(1192)年正月)
- 例(4)〜例(11)の「以外」はいずれも事態を表す「僻事、謀計、大事、御詞」という表現を修飾して、程度の甚だしいことを示すのに用いられている。
- 以上、平安時代中期以降から院政期にかけての漢文に現れている「以外」の全用例を挙げてその意味用法について考察してみたところ、次のことが判明した。まず、用法としては、「―を除く以外(は、の)―」という名詞用法と異なつて、副詞的に「以外」に下接する語を修飾する用法が派生してきたと言える。更に「以外」によつて修飾されている被修飾語に着目してみると、殆ど非難すべき事態、望しくない事態を示す表現であるという特徴が見られる。換言すれば、「以外」は副詞的にいつも非難すべき、望しくない事態を示す表現を修飾するのに用いられている。これは当時代に使用されている程度副詞との弁別的意味特徴の一つとも成り得よう。意味としては、右の意味分析を通して次のように一つに帰納できよう。

△(物事が常識や予想を超えた)程度の甚だしいこと、またそのさま

しかし、このような意味は、上述の如く以前の時代には全く確認できず、新しく誕生したものであると言つてよい。その替わりに、平安時代中期以前に使用されていた、中国語本来の意味を表す「以外」は平安時代中期以降から院政期までの文献にはその存在が認められず、姿を消したように思われる。言い換えると、「以外」は、平安時代中期以降になると、意味の変化が起きたと同時に以前の時代に用いられていた意味が消失したと考えられるのである。何故、かような変化が生じたのか、この点については後に考えてみたい。

さて、「以外」に意味変化が起きて、平安時代中期以前まで使用されていた意味が消えたことによつて生じてくるその意味の空白は如何にして補充されているのか。即ち、「以外」の替わりにどういう表現が用いられているのか。これについて、次に用例を挙げながら考えてみる。

先ず、『台記』に於いて、本来の「以外」の意味を示すのに如何なる表現が使用されているのか、次の用例を見よう。(1)乗_レ車、前驅聞進參、顯憲、俊通來、假隨身武道、下藤公春外、又無_レ來人、路間、前驅多來、(台記卷一・11上①)のように、「外」という語が本来の「以外」の「一を除くその他」という意味を表現するのではないかと考えられる。つまり、「下藤公春のほかは、又來人無し」と解せられる。

(2)勅曰、早可_レ參、即參_二向八省、土御門大納言、左武衛之外、卿相不參、次第存_一恒例、(同右卷三・83上②)

(3)巳刻參_レ官、依_三列見、中納言公能、季成卿、參議經定朝臣之外、上達部不參、少納言三人參、右大辨俊雅朝臣、左中辨資信朝臣之外、辨官不參、(同右卷六・174上⑩)

(4)午三刻着聽、藏人式部丞成佐着_三青色、自餘式部丞皆稱_レ障不參、仍用_レ代、此外無_レ代、(同右卷六・174上⑩)

のように、「之外」「此外」という表現が「一を除くその他」という「以外」の本来の意味を示していることが分かる。右の用例で明らかになるように、『台記』では、意味の変化のために消失した「以外」の本来の意味は、「外」「之外」

「此外」のような表現によつて表されている。つまり、「以外」の意味変化による空白が「外」「之外」「此外」によつて補足されていると言える。これは『台記』に止まらず、当時代の他の文献に於いても同じことが言える。例えば、

(5) 長日御法之外外聖人百口供料爲御沙汰之由、令覚悟、其外御祈不審思食者、
(平安遺文十・506久安三(1147)年)

(6) 此外外辨官殿上人少々來、
(玉葉二・安元三(1177)年1下⑨)

(7) 各自由之誠、天鑒如何、此外外或見病、
(同右三・文治三(1187)年40上②)

とあるように「之外」或いは「外」が指示代名詞に下接する表現、「此外」「其外」が「以外」の替わりに用いられている。但し、これまでの時代に多用されていた「除—以外—」という構文形式が「除—(之・此・其)外—」のように変形して継受されることはなかったようである。いわば、「除—以外—」という構文形式も「以外」の意味変化と共に姿が見えなくなったのではないかと推測される。

それでは、意味が変化し、本来の意味が消えてしまったというような「以外」は、果して以前の時代と同じように訓まれているのであるか。さもなければ、一体如何に訓まれるのか。更に、訓みと意味変化との間に何かの因果関係が存在していないだろうか。以下、これらの点について考察を進める。先ず、意味の変化した「以外」の訓みについて考えよう。原則として漢字のみで表記してある古記録、古文書等の漢文では個々の単語の訓みを決定するのが困難である。

ここで「以外」の訓みを明らかにするために、先ず第一に考えられる方法は当時の書記言語生活に用いる言葉を集めた『三巻本色葉字類抄』を調べることである。しかし、当辞書には「以外」という語が登録されていないため、「以外」の訓みの確定は不可能である。そこで、次に考えられるのは、ほぼ同時代か或いはやや下った時代に抄写または加点された文献の目を向け、それらを調査して、そこから訓みを解明する手がかりを求める方法である。今回調査したところでは、中山法華経寺蔵本『三教指帰注』から次のような用例を検出できた。本文書写の時期については、院政末期ではな⁽⁵⁾いかと推定されている。今回当文献から見出した例は語句の注解のところに現れているものである。それを挙げてみよ

う。

(1) 詞非殺將(ト云ラ)ハ大唐ニ盧忠連ト云ヒシモノハ高名ノ文武共ノ物也、者書(ノ)武者也、時ニ寮城ト云ヒシ城ヲヲト

シニ行ク、時ニ城内以テノ外ニコハシ、ヲトスヘキ様更ニ無シ、(中山法華經寺藏本三教指帰注13ウ③)

cf. 齊田單攻聊城歲餘士卒多死而聊城不下魯連乃爲書約之矢以射城中 (史記・魯仲連鄒陽列傳)

cf. 筆謝除痾。詞非戢將。 (三教指帰卷上)

参考例を見ると、分かるように、「以テノ外」は「詞非殺將」という語句について行われている注釈文に見えているため、もとの『三教指帰』にも、その語句の出典となる『史記』にも存在しない。但し、その注解は、『史記』の魯仲連鄒陽列傳を参考にして成されたように見える。つまり、『史記』の「聊城不下」ということについて、「ヲトスヘキ様更ニ無シ」と解釈してある。「城内以テノ外ニコハシ」は、何故「聊城不下」ということについて、「ヲトスヘキ様更ニ無シ」から推して、「コハシ」を修飾する「以テノ外」は副詞として程度の甚だしいことを示すのに用いられていると看取される。意味といい、用法といい、「以テノ外」は、上述の意味の変化した「以外」と一致するところを見せている。とはいえ、「以外」と「以テノ外」との間には、表記上の相違が存していることは否めないため、直ちに「以外」は「以テノ外」と訓むと断定しかねる。つまり、「以外」の訓みについては依然として不明の点が残っていると見える。それを説明すべく、次に時代の下った例を挙げてみよう。

(2) アナカチニ歎申人アレハ心ヨハク此計くくと度々被申ケルホトニ以外ニ大ナル事ニイロヒテ (慶長十年古活字本沙

石集卷六・源左⑦)

(2) アナガチニ歎申人アレバ心ヨハク「此斗く」と度々ニ申ケル程ニ以外ニ大ナル事ニイロヒ被申ケル時 (梵舞本沙

石集卷九・源左⑭)

(2) アナカチニ歎申人アレハ、心ヨハク、是計くくと度々申サレケル程ニ、以ノ外ニ大事ニイロイ申サレケル時、(米

漢語の意味変化について

沢本沙石集(室町中期以後写本) 卷七・241②)

のように、漢字表記の「以外」「以ノ外」は(2)の傍訓によって「モツテノホカ」と訓まれていたことが推定できることになる。更に、その用法と意味を見れば、例(1)の「以テノ外」と同様に、「二」を伴う副詞的な用法で、程度の甚だしいことを表していると考えられる。従つて、例(1)の「以テノ外」も、またそれと意味用法が同じである、漢字表記の「以外」も「モ(ツ)テノホカ」と訓まれていたことにならう。

平安時代中期以前の「以外」は上述のように意識的に「以」字が訓まれずにいたのに対して、平安時代中期以降から院政期までの「以外」は即字的に「以」字が訓まれるようになったと言えよう。「以外」の即字的な訓よみは「以テノ故」と一脈相通するものであらう。

尚、「以外」が「モ(ツ)テノホカ」と訓まれることについては、鎌倉時代の和漢混淆文の例、室町時代初期に記録された公家日記『後愚昧記』に現れた仮名交り文の書状、及び古辞書に徴して傍証され得よう。それらを掲げてみる。

(3)タ、佛ハ井樹下ニテ覚リ、ウチ開ケテワタラセ給カト思ヘハ以テノ外ノ事相アリケナリ云々 (光言句義釋聽集記下・

248)

(4)御同朋達モテノホカニアラソヒタマヒテイカテカ (歎異抄下・163)

(5)畏てうけたまハリ候ぬ、も路かこの程痼病もての外に候て (後愚昧記三・61②)

(6)そのちもろ香咳氣喘息もての外候、只今平臥仕候へく候 (同右・143①)

モツテノホカ
モツテノホカ
以外 (温故知新書229⑤) 以外 (明応五年本節用集234③)

モツテノホカ
以外 (文明本節用集1069④) 以外 (易林本節用集231③)

以上の考察を通して、平安時代中期以降から院政期までの「以外」は、その訓みがそれ以前の時代と異なっていることが明白となる。当時代の「以外」に、以前の時代と意味の変化が生じたのはその訓みの違いに起因するであらうと考

えられる。つまり、同じ漢字で表記される「以外」は、その訓みが時代によって変わり、また、訓みの変化に伴って意味と用法の変化も起きたのである。尚、「程度の甚だしいこと」という意味が新たに発生した土台は、平安時代中期以前に、後句を取り立てて言おうとする「以外」が多用されていることにあるのではないかと考えられる。

さて、鎌倉時代の文献に於ける「以外」はどのように用いられているのか。また、以前の時代と如何なる関係を持っているのか。以下、これらの点について検討してみたい。

3、鎌倉時代文献

鎌倉時代に入ると、いままで古記録、古文書などのような漢文に偏用されていた「以外」は、漢文はもちろんのこと、和漢混淆文にも多用されるようになる。つまり、その使用範囲が以前の時代より拡大したと言えよう。そのみならず、使用範囲の拡大に伴って使用量も増加したように見える。それは次の表から伺える。

先ず、古記録、古文書などのような漢文に於ける「以外」の意味用法について鎌倉遺文から検出できた用例を中心に

外		文 章 ジ ヤ ン ル
以	文 献	
2	三長記	漢
6	平戸記	
1	岡屋関白記	
7	高山寺古文書	
9	大日本古文書 高野山文書(1・4)	
10	鎌倉遺文(1-10, 16)	文
1	百鍊抄	
1	御慶往来	
1	尺素往来	和 漢 混 淆 文
1	中山法華経寺蔵本 三教指帰注	
1	富家語	
12	明恵上人夢記	
1	光言句義釋聽集記	
8	平家物語(覚一本)	
1	古今著聞集	
3	歎異抄	
1	沙石集	
66	計	

考察する。

- (1) 能請之庄池田申所ニ以外構城、集千万軍兵候て、
(鎌倉遺文一・62下④)
- (2) 一々ニ以外ノヒカコトニテ候
(同右三・63上②)
- (3) 学生供事、猶々能々可有御用意事候、早々可被引畢御支度所候也、以外種々免給了、
(同右・247上⑬)
- (4) 不随神主所勤之條、以外濫妨也、
(同右・331上⑬)
- (5) 号加徴米代農牛二頭馬二疋令押取敷、如状者、忽諸国威致狼籍之條、以外濫吹也、
(同右七・192上⑰)
- (6) 条々訴申書状如此、事實候者、以外狼籍候敷、
(同右八・147下⑱)
- (7) 而近日連々盜犯以外也、
(同右・271上⑩)
- (8) 條々子細申入候了、二御殿千木金物落之後、及三ヶ月被申事由之條、以外事候、
(同右・271下⑤)
- (9) 而今押領梶尾、訴申之條以外不當惡逆也、
(同右・293下⑥)
- (10) 今度所勞以外大事候、
(同右・47上⑨)
- とあるように、例(7)を除いてその他の九例の「以外」は、全部それに下接する語を修飾して、副詞的な用法で用いられている。が、例(7)のみが他の例と異なり、「也」と結合して述語文を構成している。かような用法の「以外」は以前の時代には見えなかつたらしい。更に、意味を考えると、そのいずれも平安時代中期以降の「以外」と同じ意味で、「予想や常識を超えた」程度の甚だしいこと、またそのさまを表す。残りの漢文に於ける「以外」を考察してみたところ、意味と用法が鎌倉遺文の「以外」と同じであるように思われる。但し、平安時代中期まで使用されていた、本来の意味を示す「以外」は見られなかつた。尚、「以外」に修飾されている被修飾語に注目すれば、「ヒカコト」「濫妨」「濫吹」「狼籍」「不當惡逆」といったような非難すべき、望しくない事態が十例中の半分を占め、その多出振りを見せている。残りの漢文の「以外」の用例にも同じことが言えよう。この点も平安時代中期以降の「以外」と一致しているように見える。

鎌倉時代の漢文に於ける「以外」は、以前の時代と同様に、漢字で表記されているため、その訓みが不明であるが、意味といい用法といい、已に訓みが明らかになってくる平安時代中期以降のそれを踏襲していることから考えれば、平安時代中期以降の「以外」と同じように訓まれていると推定される。

それでは、「以外」が変化した意味だけで使われている鎌倉時代の漢文に於いては、本来の「以外」の意味が如何なる表現によって表出されるのか、次の用例を挙げてみよう。

(1) 自他心已如此、迷惑外無治術、(岡屋関白記・299①)

(2) 今已聞此事、仰天伏地、迷惑之外無他耳、(平戸記一・220下⑥)

(3) 偏是依朝務之得失也、此外無治術歟者、(同右・59下⑦)

(4) 各申狀昨日到來、其外不審事出來、(同右・91下①)

の如く、「以外」の意味変化によって生じた空白が平安時代中期以降と変わることなく、「外・之外・此外・其外」などのような表現で補充されていると言えよう。しかし、平安時代中期以前の漢文に多用されていた「除―以外―」という構文形式に替わる「除―(之・此・其)外―」という形式は、以前の時代と同様に見当たらない。

次に和漢混淆文に於ける「以外」について、『平家物語(寛一本)』から検出できた八例の「以外」を挙げてその意味用法などを考える。

(1) 素娟の衣のみじからかなるに、白き大口ふみくゝみ、ひじりづかの刀をしくつろげてさすまゝに、以外いかれるけしきにて、大納言をしばしにらまへ。(寛一本平家物語卷二・157④)

(2) これらをめしぐして、院御所法住寺殿を守護しまいらせ候はば、さすが以外御大事でこそ候はんずらめ。(同右・174⑦)

(3) 今井四郎申けるは「是こそ以外御大事で候へ。さればとて十善帝王にむかいまいらせて、争か御合戦候べき。……」

と申せば、(同右卷八・157⑦)

(4) 院中のきりものに西光法師といふ者あり。境節御前ちかう候けるが、「天に口なし、にんをも(ツ)ていはせよと申。平家以外に過分に候あひだ、天の御ばかりひに」とぞ申ける。(同右卷一・114⑮)

cf. 西光法師折節御前近く候けるが天に口なし、人代ていへり驕て無禮なるは天罰の徴なり、清盛以外に過分也、(源平盛衰記卷一・56⑭)

(5) 鳥羽院の御時も、季教・季頼父子ともに朝家にめしうてこそありしに、此御時の北面の輩は以外に過分にて、公卿殿上人をも者ともせず。礼儀礼節もなし。(覚一本平家物語語卷一・126④)

(6) 西光法師申けるは、「山門の大衆みだりがはしきう(ツ)たへ仕事、今にはじめずと申ながら、今度は以外に覚候。……」とぞ申しける。(同右卷二・150②)

(7) 美作守論言を蒙て頼豪が宿坊に行むかひ、勅定の趣を仰含めんとするに、以外にふすぼつたる持佛堂にたてごもり、おそろしげなるこゑして、(同右卷三・226②)

(8) 「今度の地震、占文のさす所、其慎みかろからず。當道三經の中に、根器經の説を見候に、「年をえては年を出さず、月をえては月を出さず、日をえては日を出さず」とみえて候。以外に火急候」とて、はらくとぞ泣ける。(同右・250⑥)

cf. 其夜の大地震、占文の指所不_レ斜重く見え侍り、世は唯今失なんず、こはいかゞ仕るべき、以外に火急に侍りとて聽はらくと泣けり、(源平盛衰記卷十一・369⑫)

例(2)(3)の「以外」は連体修飾の働きで名詞的な用法として用いられているのに対して、例(4)(5)(6)(7)(8)の「以外」は「に」を伴って副詞的に連用修飾の職能を成している。例(1)の「以外」は「に」は伴っていないが、文脈上から副詞的な用法で「いかれる」を修飾することが分かる。意味を検討してみると、いずれも当時代の漢文に於ける「以外」と同じ意味

で用いられていると考えられる。院政期まで書記言語として使用されていた「以外」は、和漢混淆文に於いては右の例から明らかになるように、会話文に使われていて、日常的用語に変身したのではないかと思われる。残りの和漢混淆文に現れている「以外」の意味用法について考察してみたが、そのいずれも上記の『平家物語』の「以外」と同じように考えられる。ところが、「―を除くその他」という本来の意味を示す「以外」は同時代の漢文と同様に一例も検出できなかった。亦、「以外」によって修飾されている被修飾語の示す事態も依然として非難すべき、望しくない場合が多いという特徴を見せている。和漢混淆文に於ける「以外」は、漢字表記のため、その訓みについては定かでないが、意味用法から推して当時代の漢文と変わることなく、「モ(ツ)テノホカ」と訓まれていると考えられよう。和漢混淆文を構成する語彙と言えば、和語、漢語、記録語及び当時の俗語からなると言われるが、和漢混淆文に使用されている「以外」は、漢字表記とはいうものの、直接中国語からではなく、已に訓みと意味用法の変化が生じ、古文書、古記録等のような漢文のみに用いられて記録語に変身した「以外」を撰取したものである。「以外」は、記録語という素姓のため、鎌倉時代の和文はもとより、平安時代の和文での使用も到底許されなかったわけであろう。

さて、和漢混淆文では、「―を除くその他」という本来の「以外」の意味は如何にして表現されているのか。その点については次に挙げる例から明らかにする。

- (1) 常住之人ノ外ニ客増加ト思フ、 (明恵上人夢記・10^{②③})
- (2) 其布施ニ金三兩アリ、又其外ノ物等在之、 (同右・10^{③⑦})
- (3) モロくノ正教ハ本願ヲ信ジ念仏ヲマフサハ仏ニナルソノホカナニノ学問カハ往生ノ要ナルヘキヤ、 (歎異抄・24上^{④⑤})

(4) ヒトヘニ往生極楽ノミチヲトヒキカンカタメナリ、シカルニ念仏ヨリホカニ往生ノミチヲ存知シ、 (同右・11上^⑧)

のように、「外・ホカ」「其外・ソノホカ」などのような表現が「以外」の本来の意味を表し、その意味変化による空白

を補完することになる。だが、「除―(之・此・其)外」という構文形式は確認できなかった。但し、右の例(4)の如き「ヨリホカ」という構文形式が見られる。これは当時代及びそれ以前の時代の漢文には見えないもので、和漢混淆文の特徴を反映しているのではないかと考えられる。が、実は「ヨリホカ」という表現が已に平安時代の和文に登場して、和漢混淆文のそれは恐らく和文から継受したものであろうと推測される。亦、和文からは「―を除くその他―」という意味を示す漢字表記の「以外」の用例を検出できなかったので、その意味を表すのに「ヨリホカ」などの表現が「以外」の替わりに使用されていたのであろう。

△程もなくもとの御位あらたまりて、かずよりほかの権大納言になり給ふ (源氏物語・明石)

△ひぐらしの鳴く山里の夕暮れは風よりほかにとふ人もなし (古今和歌集・秋上)

△花よりほかに知る人もなし (金葉和歌集・雑上)

とあるように、和漢混淆文に於ける「ヨリホカ」はそれに由来を求めることが出来よう。

以上、鎌倉時代の文献に於ける「以外」を検討した結果、次のことが判明した。当時代の「以外」は、平安時代中期以降のそれと同様に、「モ(ツ)テノホカ」と即字的に訓よみされて、平安時代中期以前の訓みと異なっている。かような訓みの相違によって、意味上の差異も相違わず存続している。意味に止まらず、用法上の異同も引き続き存在している。

さて、このような相違は、室町時代になっても鎌倉時代の如くそのまま残存するのか。以下それについて考えてみよう。

4、室町時代文献

今回管見に入った室町時代の文献に於ける「以外」は、漢文にしる、和漢混淆文にしる、その訓みと意味用法とが鎌倉時代のそれと変わらずに用いられている。いわば、鎌倉時代の「以外」をそのまま継承していると言える。それは

次に列挙する「以外」の用例と、已に上掲したこの時代に成立した古辞書から察知される。例えば、『後愚昧記』(1361～1394)から五十例もの「以外」を見出すことが出来たが、いずれも鎌倉時代と同じように用いられている。

(1) (十一月) 四日、今夜行幸還御也、(略) 冷然以外欵、 (後愚昧記一・96⑥)

(2) 院御葉通氏卿一人参任云々、以外冷然欵、 (同右二・103⑭)

(3) 此外小童即入候ツ、猶々國便宜難被過事候欵、遅々以外候、 (同右・136⑤)

(4) 經重彼子息進而受取之、即可進之處、以外遅々、衆人不爲可云々、經重未練之所致欵、 (同右・39①)

(5) 曼陀羅供故被引上候哉、計會以外候、 (同右・169⑭)

cf. まかせて御沙汰たて候へきよしおほへられ候、計會無極候、 (同右三・144①)

とあるが如く、「以外」の意味は参考例の「無極」と類似して、程度の甚だしいことを表すと考えられる。用法としては、例(2)(4)は副詞的に連用修飾という働きで用いられている。それに対して例(1)(3)(5)は「欵」「候」と共に述語文を構成している。本来の「―を除くその他―」という意味を示す「以外」は依然として見当たらなかった。その「以外」の替わりに以前の時代と同様に「外、之外、此外、其外」などのような表現が用いられている。例えば、

(1) 如此題目等、付内外一向憑申外無他候、 (後愚昧記四・213①)

(2) 入唐被傳受此之外、他門更不傳之、 (同右一・38⑦)

(3) 凡今度執筆心地よくも不候欵、此外以外僻事に候て、 (同右二・198②)

(4) 親王、攝家已如此候、其外事中々雖不及申候、 (同右一・100②)

となるが、特に例(3)では「此外」と「以外」とが併用されているところから両者の意味が違っていることが明らかである。

同時代の和漢混清文に於ける「以外」を見ても右の漢文と同じように用いられていると判断される。それは次に挙げる『義経記』の全用例に徴して明らかになると思われる。

(1)十五と申(す) 秋のころより學問のころより以ての外もつゝほかに變りけり。 (義経記・41⑩)

(2)勸め給ひたる事もつゝ以ての外ほかに覺え候に、人を付けて都まで送られ候ひけるは、 (同右・268⑪)

(3)喜三太申(し) けるは、「敵射殺すこそ安けれ、生きながら取れと仰(せ)蒙り候こそ、以ての外もつゝの大事なれ、さりながら」とて、 (同右・167②)

のように、例(1)(2)は「に」を伴う副詞的用法、例(3)は連体修飾の働きであるが、意味としては三例とも右に挙げた漢文の「以外」と同じである。尚、「―を除くその他―」という本来の「以外」の意味を示すのにも以前の時代と同様に「外」などの表現が用いられている。それは次の用例から分ることである。

△女泣くより外ほかの事ぞなき、 (義経記・77⑩)

△年來の宿望しゆくぼうを遂げんと欲する外ほかは他事なし、 (同右・148②)

△此人々はみな流石りゅうせきに優なる御事にてぞおはしける、その外ほか静しづかなどを始として白拍子五人、惣じて十一人、一つ船に乗り給へる、 (同右・17⑥)

とあるように、「以外」の意味変化によって生じた空白が「外、その外」などによって補われていることが明瞭となる。室町時代に於ける「以外」の訓みと意味用法については、右のような文献以外に次に挙げる『日葡辞書』の記述からも察知できる。

Motteno foca. モッチノホカ (以ての外) 副詞。大きな (こと), または、並外れた (こと)。 (邦訳田舎強韋、425)

と書かれている。室町時代の「以外」は、鎌倉時代と同様に平安時代中期以降の「以外」を受け継ぎ、平安時代中期以前の「以外」と訓み、意味用法が異なつて、本来の意味の変化した意味のみが用いられている。

四、むすび

以上、中日両国語に於ける「以外」の訓みと意味用法についての考察から明らかになつた点を簡単に纏めて言えば、次のようになる。「以外」という表現は、夙に奈良時代文献に登場しており、日本語への流入の早かつたことを物語る。が、中国語出自という性質のため、和文への浸入が出来ず、漢文と和漢混濬文にのみ用いられて、文章ジャンルによる使用上の偏りが認められる。また、時代によつて、訓みの違いが生じ、いわば、訓み上の時代差も見られた。更に、その訓みの変化のため、出自となる中国語と異なる意味も誕生して、意味の変化が起きたのである。具体的に見ると、奈良時代から平安時代中期頃までの「以外」は、元来の中国語の意味のままて用いられていた。また、訓みも本来の中国語と同様に「以」字が「不爲義」のため、不読としてその下に承接する「外」字を中心に、「ホカ、ソノホカ」という所謂意識的に訓まれていた。しかし、時代が平安時代中期以降になると、「以外」は、表記は変化を見せてはいないものの、以前の時代には見えなかつた新しい意味が生じるようになった。そのみならず、変化した意味だけで用いられ、却て本来の意味の存在は確認できない事象も同時に発生した。この情態は平安時代中期以降から室町時代にかけて継続していた。逆に平安時代中期以前に存在していた「以外」の本来の意味は他の表現に代替されて、その不在による空白が補充される。

尚、「以外」のこのような意味変化はその訓みの変化と共に生起したのである。つまり、平安時代中期以前の「以外」は意識的に訓まれていたが、それ以降になると、「モ(ツ)テノホカ」と即字的に訓よみされるようになったため、その

意味の変化を引起させたのである。換言すれば、「以外」の意味変化はその訓みの変化に起因するものである。平安時代中期以降から室町時代までの「以外」は変わることなく「モ(ツ)テノホカ」と訓まれている。これは「以外」が変化した意味のみで用いられることと相通じることである。

「以外」は、訓みによる意味の違いは江戸時代になっても変わらないように思われるが、近世の終わり頃から「イグワイ」という即字的音よみが登場するようになったのではないかと推測される。但し、決して「イグワイ」という新しい訓みの出現によって、「モ(ツ)テノホカ」は消えたわけではなく、両者が共存することになる。それは両者の示す意味がそれぞれ異なるためであろう。即ち、「イグワイ」は、平安時代中期以前の「以外」の「―を除くその他―」という意味とは一致するが、平安時代中期以前の「以」字が不読であるという点では相違している。一方、「モ(ツ)テノホカ」は以前の時代の意味のままに用いられている。「以外」は、漢字表記は不変であるが、訓みによって意味が変化して、意味の違いが生じたのである。

漢語研究を行う上で、漢語の意味変化は等閑視できない研究課題である。更に、その意味変化を発動させる要因についての説明、類型化も重要視すべきことである。「以外」の如く、訓みという要因によって、意味の変化が生じたものは一つの類型となると考えられる。

注

(1) (清) 劉淇『助字辨略』(中華書局・1954・10第一版)

(2) 楊樹達『詞詮』(上海古籍出版社・1986・5)

(3) 「以外」イグワイ このほか。その他。特に明示した物ごとよりほか。(『大漢和辞典』(諸橋轍次・大修館書店)第一卷四)のように、(2)の意味のみとなり、(1)の意味は記述されていない。

(4) 柏原司郎『「焼けない前」と「焼けぬ先」と』（語学文字十、1972・3）

(5) 小林芳規「国語史研究資料としての中山法華經寺本三教指歸注」（中山法華經寺藏本）三教指歸注総索引及び研究』築島裕・小林芳規、武蔵野書院、昭五十・八）に、「本文書寫の時期は、奥書・識語からは分らないが、漢字々體、片假名字體（別表）・踊字の形態などから見て、院政末期と考えられ、遅くとも鎌倉初期を降らないと認められる」という指摘がある。

(6) 「三七」もつてのほか「格別」「国語辞書」「広辞苑」にはこの語を「思ひのほか」「意外」と解釈しているが、この語は、程度が烈しくちがうことを表わす語で、「格別」と解すべきであろう（金田一春彦「平家語釈僻案抄」、昭五十九・四）という指摘がある。

(7) 「改正増補和英語林集成」「コノ イタベイヨリ」Swai（イグワイ）、山陽遺稿—即事「坐久隣樓人語罷。一燈以外夜茫茫」と、（『日本国語大辞典』一の見出し語「いがい」より）

検索文献

本稿の為に調べた中日両国文献は、『鎌倉時代語研究』第十六輯に収められている拙稿「成敗」小考—意味の「転用」の一例として—』と同じくして、それを参照されたい。

〔付記〕

本稿は平成五年度鎌倉時代語研究集會に於ける口頭発表をもとに加筆したものである。席上、小林芳規先生、鈴木恵氏より貴重な御教示を賜わり、記して深謝申し上げる。亦、論を成すに当たり、沼本克明先生には暖い御指導を賜わった。衷心より感謝申し上げる。